改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

·学校、児童福祉施設

第一種施設

- ·病院、診療所
- · 行政機関の庁舎

敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年 7月1日 施行

上記以外の施設*

第二種施設

- •事務所
- •工場
- ・ホテル、旅館
- ·飲食店
- •旅客運送用事業船舶、鉄道
- ·国会、裁判所
- * 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住 の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

既存の経営規模の 小さな飲食店

- 個人又は中小企業が経営
- ·客席面積100㎡以下

(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要) 原則屋内禁煙 経営判断により選択

屋内禁煙



加熱式たばこ専用の 喫煙室設置(※)



or

室外への煙の流出防止措置

喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能



※ 全ての施設で、 喫煙可能部分には、 ア喫煙可能な場所である 旨の掲示を義務づけ イ客・従業員ともに 20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

喫煙を主目的とする施設

- 喫煙目的施設 ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 •公衆喫煙所

施設内で喫煙可能(※)

喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。 子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2020年 4月1日 施行

経営判断

等

屋外や家庭など

2019年 1月24日 施行 1

改正健康増進法の全面施行に向けた支援措置、周知啓発について①

財政支援措置

○ 予算措置等

- ① 既存飲食提供施設で飲食店を営む事業者が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室を整備する際など、 その費用の助成を行う。【令和2年度予算:12億円(令和元年度予算額:33.3億円)】
- ② 屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。
- ③ 改正健康増進法に基づく現地調査・指導、相談対応等に係る業務に要する経費について、令和元年度については、道府県の標準団体(人口170万人)当たり職員1名の地方交付税措置を講じているところ、全面施行となる令和2年度においては2名の措置が講じられる予定。
- ④ 各自治体が実施する喫煙専用室等の基準適合性の検証等に必要な検査機器を整備する経費の補助を実施。

○ 税制上の措置

中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(※)について、飲食店等において設置する受動喫煙の防止のための喫煙専用室に係る器具備品及び建物附属設備がその対象となることを明確化する。【平成31年政府税制改正大綱において、2年間延長することとされた。】

(※) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制

<参考> 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の概要

経営改善の取組を行う商業・サービス業等(注1)の中小企業等の設備投資を後押しするため、一定の要件を満たした経営改善設備(注2)の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)(注3)の適用を認める措置。

- 注1) 対象者は、租税特別措置法上の中小企業等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合等)及び従業員数1,000人以下の個人事業主
- 注2) 認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備が対象
 - ・ 器具・備品 (1台又は1基の取得価額が1台30万円以上)
 - ・ 建物附属設備(1台の取得価額が60万円以上)
- 注3) 税額控除の対象は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る

改正健康増進法の全面施行に向けた支援措置、周知啓発について②

技術的支援

○ガイドライン

令和2 年4 月の全面施行に向け、準備を進めている保健所等の一助として現時点で想定される事務の流れ等を示した「改正健康増進法の施行業務に係るガイドライン(例)」を作成し令和元年7月に示した。

○問い合わせ対応

改正健康増進法の段階施行に対応できるよう、平成31年2月に政省令を公布、同年4月にはQ&Aを発出したところだが、保健所等からの質問や相談対応などのきめ細かい自治体支援について引き続き実施していくこととしている。

○労働連携通知

令和元年8月に、職場における受動喫煙対策については、喫煙禁止場所における喫煙など健康増進法に違反する疑いのある事業場を都道府県労働局等が把握した場合には、把握した内容について、都道府県衛生主管課に対して情報提供するよう通知。一方、提供した情報等について、保健所等から都道府県労働局に対し照会等があった場合には、適宜協力することを都道府県労働局等、自治体双方に通知した。

改正健康増進法の全面施行に向けた支援措置、周知啓発について③

周知啓発等

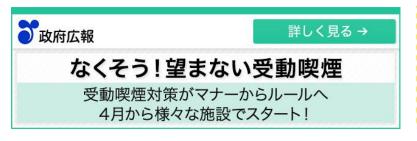
国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がマスメディア等を活用して 周知啓発等を行う。【令和2年度予算案:9.6億円(令和元年度予算額:10億円)】

○関係団体向け研修会

令和2年4月の全面施行に向け、各府省庁が所管する関係団体等を対象とした、改正健康増進法に関する研修会を同年2月に開催。また、要望のある団体に対しては適宜講師派遣をしている。

○政府広報「新聞突き出し広告」、「Yahoo!バナー広告」

改正健康増進法の全面施行を一層周知するため、政府広報として、令和2年1月に中央5紙、ブロック2紙、地方27紙の計34紙に新聞突きだし広告掲載。また、同時期にスマートフォン版のYahoo!





○啓発資材の作成・配布

改正健康増進法の概要を記載したポスター、チラシ(国民向け・事業者向け)、中高生向けリーフレット、事業者向けパンフレット及び事業者向け標識シールを作成し、自治体、関係団体等約5000箇所に配布。

改正労働安全衛生法 受動喫煙防止対策の推進

施行日:平成27年6月1日(健康増進法の施行に伴う改正あり)

第68条の2 (受動喫煙の防止)

事業者は、室内又はこれに準じる環境における労働者の受動喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の4第3号に 規定する受動喫煙をいう。第71条第1項において同じ。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講 ずるよう努めるものとする。

第71条(国の援助)

国は、労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るため、必要な資料の提供、作業環境測定及び健康診 断の実施の促進、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進、事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向 上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

【国による支援措置の概要】※令和2年度実施の支援措置の概要及び予算額

●受動喫煙防止対策助成金(予算額:8.3億円)

・助成設備:①喫煙専用室の設置・改修

②加熱式たばこ専用喫煙室等の設置・改修

③屋外喫煙所 (閉鎖系) の設置・改修

・助成対象: ①及び②: 既存特定飲食提供施設

③:第二種施設

: 既存特定飲食提供施設は経費の2/3

(上記以外は1/2)

上限 :100万円



●受動喫煙防止対策に関する 無料相談窓口(予算額:0.6億円)

- ・喫煙専用室等の設置など各受動喫煙防止対策を 推進するための各種相談について、専門家による 無料電話相談を実施
- ・依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・各種行事において、受動喫煙防止対策に関する説明 会を実施

●たばこ煙の濃度等の測定機器の 無料貸出(予算額:0.3億円)

・職場の空気環境を確認するために、たばこ 煙の濃度や喫煙専用室等の換気の状態を測 定する機器(粉じん計、風速計)の無料貸 し出しを実施



生活衛生関係営業者に対する受動喫煙防止対策の推進について

〇「受動喫煙防止対策助成金」を受けられない事業者向けの補助金

受動喫煙防止対策を推進するため、生活衛生関係営業者であって、<u>「受動喫煙防止対策助成金」を受けられない事業者</u>(労働者災害補償保険の適用を受けない事業主(一人親方等))が、事業所内に喫煙室の設置等を行うために必要な経費について、国庫補助を行うこととする。

実施主体:全国生活衛生営業指導センター

(参考)喫煙室設置等の補助額(助成金と同じ)

	補助率	上限額
喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 (飲食店は2/3)	

喫煙専用室等の基準適合性の検証等に対する技術的支援

目的

各自治体が実施する喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な検査機器を整備する経費の補助を行う。 【喫煙専用室等の基準値】

①喫煙専用室等に向かう気流:開口面の全ての測定点で0.2m/s以上

②TVOC濃度:除去率が95%以上であること

③浮遊粉じん濃度:排出口濃度で0.015mg/m以下

<参考:改正健康増進法>

- 国及び<u>地方公共団体</u>は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する知識の啓発、受動喫煙の防止に 必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない(法第25条)
- 第二種施設(多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設)においては、喫煙専用室を設置することが可能(法第33条)
- 自治体においては、当該喫煙専用室等が上記の技術的基準に適合しているかについて立ち入り検査を行うことができる(法第38条)

内容

補助先:都道府県、保健所を設置する市、特別区(保健所又は地方衛生研究所が検査を行う場合)

補助率:1/2

積 算:150箇所 × 機器一式 (※) @1200千円 × 補助率 1/2

基準額:1200千円

(喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な以下の検査機器の購入に係る経費)

(初年度設備費)

(※)機器一式:1施設当たり

(1) VOC (揮発性有機化合物) 計 80万円 (*)

(2) 粉じん計 3 4万円 (3) 風速計 6 万円

